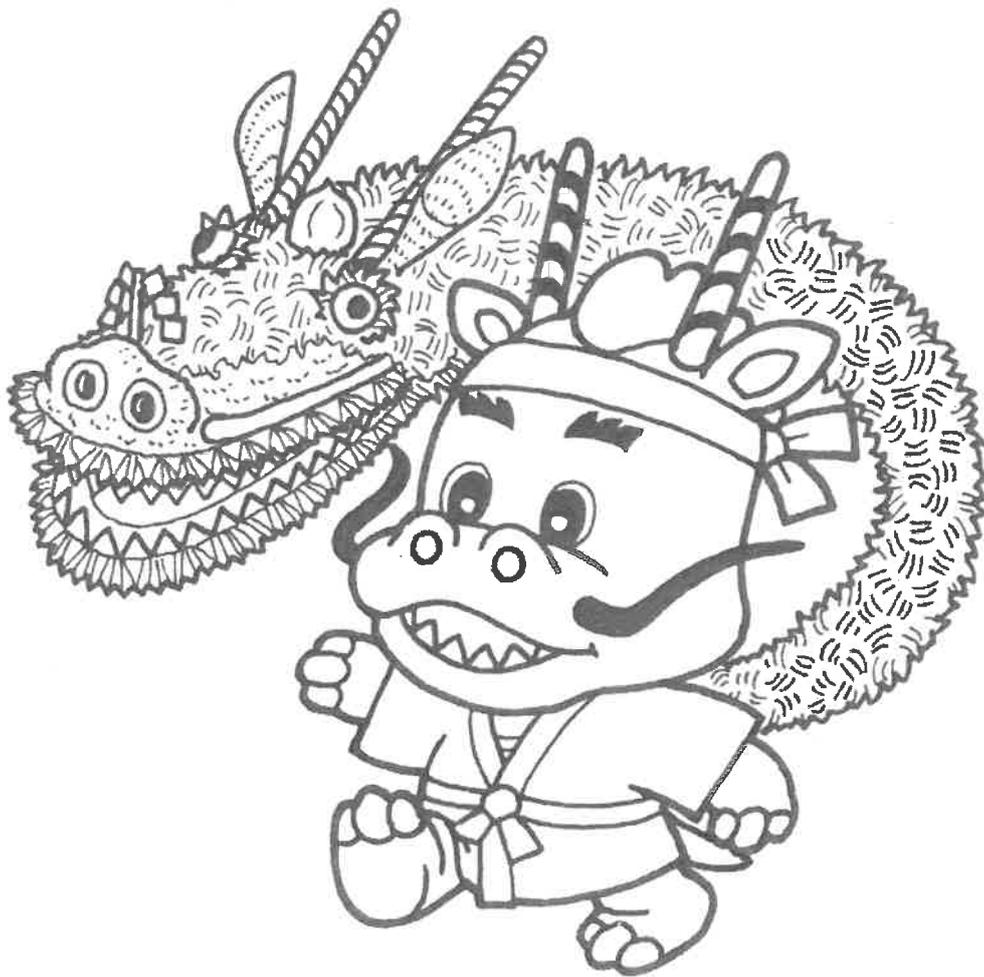


# 障害者の手引き



鶴ヶ島市

# 目 次

制度の内容、申請の方法など詳しくは、各窓口にご相談ください。  
(窓口の記載のないものについては、障害者福祉課が窓口です。)

## 1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳 .....	3
(2) 療育手帳 .....	4
(3) 精神障害者保健福祉手帳 .....	5

## 2 生活やサービスの相談窓口

(1) 鶴ヶ島市生活サポートセンター .....	7
(2) 地域相談支援センター .....	7
(3) 鶴ヶ島市障害者相談員 .....	8

## 3 医療費の助成等

(1) 重度心身障害者医療費の助成 .....	9
(2) 自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療） .....	10
(3) 成人検診の費用負担の免除 .....	11

## 4 日常生活の支援

(1) 補装具費（購入・修理）の支給 .....	12
(2) 難聴児補聴器購入助成 .....	14
(3) 日常生活用具の給付・貸与 .....	13
(4) 小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付 .....	15
(5) 成年後見制度利用支援事業 .....	23

## 5 障害福祉サービス（障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス）

(1) 障害福祉サービスについて .....	24
(2) 障害福祉サービスの利用手続きについて .....	25
(3) 利用者負担額について .....	26
(4) 市内の特定相談支援事業所 .....	27
(5) 障害福祉サービスの種類 .....	27
(6) 苦情解決制度 .....	29

## 6 在宅生活の支援

(1) 障害者日中一時支援事業 .....	30
(2) 障害者レスパイトサービス助成事業 .....	30
(3) 重度身体障害者入浴サービス .....	31

(4) 緊急時通報システム .....	3 1
(5) ヘルプマーク .....	3 1

## 7 行動範囲の拡大

(1) タクシーの10%割引制度 .....	3 2
(2) 福祉タクシー利用料金の助成 .....	3 2
(3) 自動車燃料費の助成 .....	3 2
(4) 自動車改造費用の補助 .....	3 3
(5) 駐車禁止適用除外 .....	3 3
(6) 埼玉県思いやり駐車場制度 .....	3 3
(7) 公の施設使用料の減免 .....	3 4

## 8 社会参加への支援

(1) 自動車運転免許取得費用の補助 .....	3 5
(2) 障害者移動支援事業 .....	3 5
(3) 重度障害者等就労支援特別事業 .....	3 5

## 9 公共料金の割引

(1) JR等(鉄道)運賃の割引 .....	3 6
(2) バス運賃の割引 .....	3 6
(3) つるバス・つるワゴンの特別乗車証交付 .....	3 7
(4) 有料道路の割引 .....	3 7
(5) 国内航空運賃の割引 .....	3 7
(6) NHK受信料の減免 .....	3 8
(7) NTT番号案内の料金免除 .....	3 8
(8) 携帯電話基本使用料等割引 .....	3 8

## 10 手当・年金等

(1) 在宅重度心身障害者手当 .....	3 9
(2) 特別障害者手当 .....	3 9
(3) 障害児福祉手当 .....	4 0
(4) 特別児童扶養手当 .....	4 0
(5) 児童扶養手当 .....	4 1
(6) 心身障害者扶養共済制度 .....	4 1
(7) 障害基礎年金の支給 .....	4 2
(8) 障害厚生年金・障害共済年金等の支給 .....	4 2

## 11 税の控除・減免

(1) 市民税・県民税の障害者控除 .....	4 3
(2) 所得税の障害者控除 .....	4 3

(3) 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)減免	4 4
(4) 軽自動車税(種別割)の減免	4 5
(5) 相続税の障害者控除	4 6
(6) 贈与税の非課税	4 6
(7) 個人事業の非課税	4 6
(8) 少額貯蓄の利子等の非課税	4 6
(9) バリアフリー改修に伴う固定資産税額の減額	4 7

## 1 2 意思疎通支援

(1) 手話通訳者派遣事業	4 8
(2) 要約筆記者派遣事業	4 8
(3) 点字広報・声の広報(デイジー版)	4 8
(4) ファックス110番	4 8
(5) メール110番	4 8
(6) NET119緊急通報システム	4 9

## 1 3 住宅等の支援

(1) 重度身体障害者居宅改善整備費の補助	5 0
(2) 生活福祉資金の貸付	5 0
(3) 公営住宅の入居	5 0

## 1 4 虐待防止・権利擁護・障害者差別解消

(1) 鶴ヶ島市障害者虐待防止センター	5 1
(2) 権利擁護支援センター	5 1
(3) 権利擁護センター	5 1
(4) 障害を理由とする差別で困ったときは	5 2

◆ 市内の障害福祉施設等一覧	5 3
----------------	-----

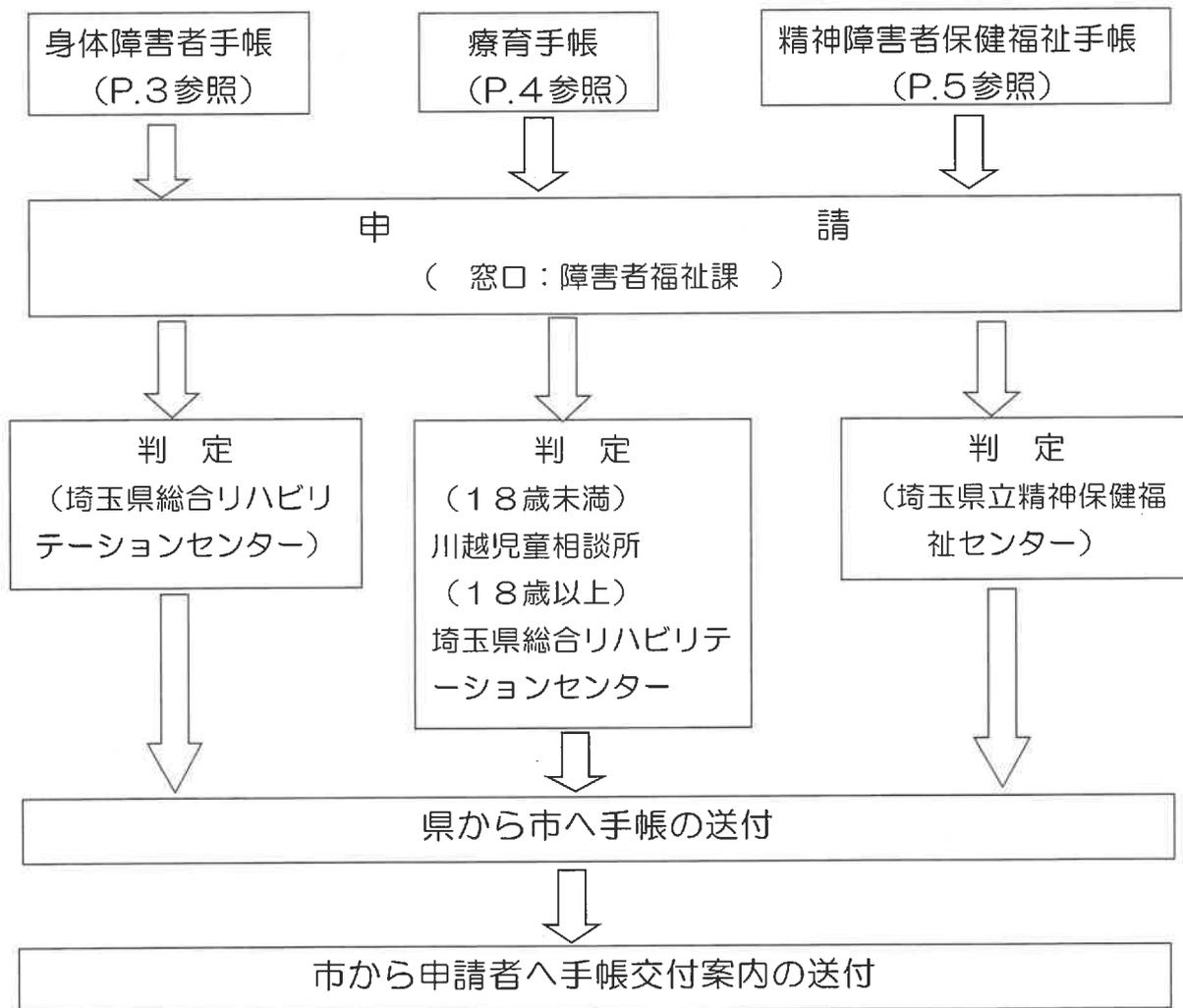
◆ 障害者のための援護制度一覧表	5 7
------------------	-----

# 1 障害者手帳

障害のある方々のために様々な援助制度がありますが、それらを受けるためには次のような手帳が必要となります。手帳を取得しようとする際には、障害者福祉課へご相談ください。

なお、それぞれの手帳で受けられる主な援助は「障害者のための援護制度一覧表」(57ページ)をご覧ください。

## 【 障害者手帳交付の流れ 】



申請から手帳が交付されるまで2か月程度かかります。

(診断書等の不備によっては、2か月以上かかる場合もあります)

なお、療育手帳については、川越児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターでの判定後、約1か月程度で手帳が交付されます。

## (1) 身体障害者手帳

身体に永続する障害を有する方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、埼玉県知事から交付されるものです。

### <対象となる障害>

障害の内容	障害区分	障害等級
目の不自由	視覚	1級～6級
耳の不自由	聴覚	2級～4級・6級
歩行の不自由	平衡機能	3級・5級
音声・言語又はそしゃくの 不自由	音声機能・言語機能又はそしゃく機能	3級・4級
手・足・体の不自由	肢体不自由	1級～6級
日常生活の不自由	心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、 ぼうこう又は直腸機能、小腸機能	1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～4級
	肝臓機能	1級～4級

<障害程度> 障害の程度により1級から6級までに区分されます。

### <申請に必要なもの>

- 1 身体障害者診断書・意見書（都道府県知事が指定した医師が作成したもの）  
※診断書・意見書の有効期限は作成から3か月以内です。
- 2 写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）
- 3 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 4 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※都道府県知事が指定した医師については、担当窓口でご確認ください。

※身体障害者診断書・意見書は、市役所窓口で受け取るか、埼玉県総合リハビリテーションセンターのホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/rihasen/annai/shintaitechou.html>

### <窓口> 障害者福祉課

<交付後の手続き> ※氏名が変わる場合は、写真が必要です。

事 項	手続きに必要なもの				
	手帳	写真	診断書	個人番号 確認書類	身元確認 書類
障害程度の変更または 新たに障害が生じた場合	○	○	○	○	○
再認定を受ける時	○	○	○	○	○
手帳をなくした時		○		○	○
破損したとき	○	○		○	○
氏名または住所が変わった時	○	※		○	○
手帳を必要としなくなった時	○			○	○
障害者本人が死亡した時	○				

## (2) 療育手帳

知的の障害があり、一定の基準に該当すると認められる場合に、埼玉県知事から交付されます。療育手帳は、障害者総合支援法・児童福祉法・知的障害者福祉法による各種の援護を受けるときに必要な手帳です。

### <対象となる方>

川越児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）において、知的障害と判定された方

### <手帳の区分・療育手帳の判定基準>

㊤	最重度	知能指数 20以下程度
A	重 度	知能指数 35以下程度
B	中 度	知能指数 50以下程度
C	軽 度	知能指数 70以下程度

### <申請に必要なもの>

- 1 母子手帳などの本人の成育歴に関するもの
- 2 写真2枚（縦4cm×横3cm、上半身が写っており、脱帽で1年以内のもの）
- 3 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 4 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

### <手帳について>

療育手帳の判定基準に該当しない場合は、非該当と判定される場合があります。

また、18歳未満で取得した手帳には有効期限があり、原則として3～5年ごとに再判定を行います。

再判定時期が近づきましたら、忘れずにお手続きをお願いします。

### <窓口> 障害者福祉課

### <交付後の手続き> ※氏名が変わる場合は、写真が必要です。

事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	写真	個人番号 確認書類	身元確認 書類
障害程度の変更が生じた場合	○	○	○	○
再認定を受ける時	○	○	○	○
手帳をなくした時		○	○	○
破損したとき	○	○	○	○
氏名または住所が変わった時	○	※	○	○
手帳を必要としなくなった時	○		○	○
障害者本人が死亡した時	○			

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあると認められる場合に、埼玉県知事から交付されます。精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。

#### <対象となる方>

精神障害のため、長期わたり日常生活又は社会生活への制約がある方

#### <手帳の区分>

精神障害者保健福祉手帳の等級は1級から3級まであります。

1級	日常生活のほとんどにおいて、他人の援助を受けなければならない程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

#### <申請に必要なもの>

- 1 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は精神障害を支給事由とする障害年金証書などの写し  
※診断書様式は、障害者福祉課の窓口にあります。
- 3 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 4 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

#### <手帳について>

精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。原則として2年ごとに再判定を行います。有効期限の時期になりましたら、忘れずに手続きをお願いします。

#### <交付後の手続き>

事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	診断書	個人番号 確認書類	身元確認書 類
障害程度の変更が生じた場合	○	○	○	○
再認定もしくは再判定を受ける時	○	○	○	○
手帳をなくした時			○	○
破損したとき	○		○	○
氏名または住所が変わった時	○		○	○
手帳を必要としなくなった時	○		○	○
障害者本人が死亡した時	○			

## ◆ サポート手帳(発達障害のある方)

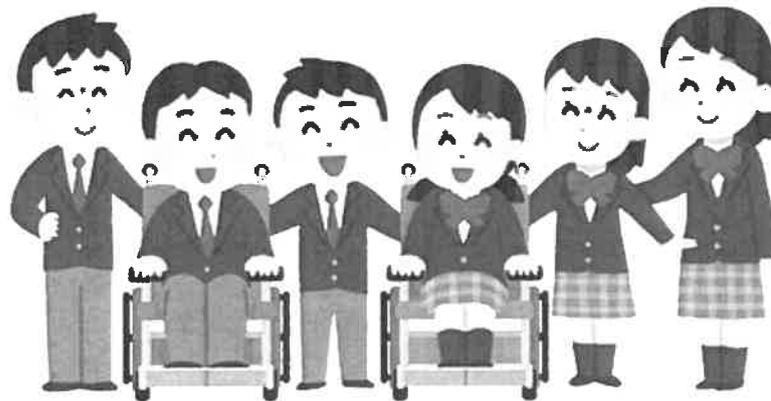
発達障害のある方について、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を適切に理解してもらうための手帳です。

発達障害のある方やその家族、発達が気になる方なども使用できます。

### <手帳の配布>

サポート手帳は、障害者福祉課、保健センター、発育支援センター、教育センターで配布しています。

詳しくは、障害者福祉課または各施設へお尋ねください。



## 2 生活やサービスの相談窓口

市では、日常生活や仕事等の「困りごと、心配ごと、悩みごと」などの様々な相談についての窓口を鶴ヶ島市社会福祉協議会に業務委託しています。また、障害のある人の福祉に関する様々な問題についての相談窓口を市内3か所の法人に業務委託しています。

※相談に係る利用料金は無料です。

### <相談内容>

- ・ 障害者福祉サービスについて知りたい・利用したい
- ・ 自宅で生活支援を受けたい
- ・ 施設で暮らすための相談をしたい
- ・ 通所や入所できる施設を知りたい
- ・ 医療費の助成を受けたい
- ・ 障害者に対する手当について知りたい
- ・ 自分や子供の将来が心配なので相談したい など

### (1) 鶴ヶ島市生活サポートセンター

日常生活や仕事等の「困りごと、心配ごと、悩みごと」などの様々な相談について、鶴ヶ島市社会福祉協議会内の生活サポートセンターで受付けています。

上記<相談内容>のほかに、以下の相談も受けています。

- ・ 障害者就労支援員による就労相談支援（事前予約制）
- ・ 虐待を見たり聞いたりした際の相談
- ・ 地域福祉を利用したい
- ・ ひきこもりについて相談したい
- ・ 経済的に困窮していて生活に困っている
- ・ 金銭管理ができない
- ・ 成年後見について聞いてみたい

<相談日・時間> 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで  
※就労についての相談は、午前9時から午後5時まで  
(祝日及び12月29日から1月3日を除く)

<問い合わせ先> 鶴ヶ島市生活サポートセンター（市役所6階）  
〔電話〕277-4116 〔FAX〕287-0557

## (2) 地域相談支援センター

障害のある人の福祉に関する様々な問題についての相談窓口です。〈相談内容〉(P7参照)のほかに、障害福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介や各種サービスの情報提供などを行っています。

### 〈各センターの案内〉

○鶴ヶ島市生活サポートセンター内

〔住所〕 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1

〔電話〕 277-4116

○鶴ヶ島市障害者地域相談支援センター あゆみ

〔住所〕 鶴ヶ島市大字藤金685-1

〔電話〕 279-5233

○鶴ヶ島市障害者地域相談支援センター カローレ

〔住所〕 鶴ヶ島市大字上広谷472-10

〔電話〕 277-4830

〈相談日・時間〉 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで  
(祝日及び12月29日から1月3日を除く)

## (3) 鶴ヶ島市障害者相談員

障害者又は家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています(相談は無料)。

○身体障害者相談員：大澤 重敏(聴覚障害相談員)

鶴ヶ島市脚折町4-1-10

FAX 211-5676

○知的障害者相談員：中里 由架利

鶴ヶ島市中新田1516-9

電話 090-8517-6795



### 3 医療費の助成等

#### (1) 重度心身障害者医療費の助成

##### <内 容>

病院等で診療を受けた際、各種保険制度による医療費の自己負担額を助成します。

※入院時の食事療養費や生活療養費、保険者が給付する附加給付分は除きます。

※埼玉県内の指定医療機関を受診した場合、受給者証と健康保険証等の提示により窓口での支払は原則不要です（支払が必要な場合もあります。）

##### <対象者>

医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方が受給資格対象者となります。

ただし、65歳以上で新たに障害者手帳（身体・療育・精神いずれも）が交付された方や、障害の程度が該当の等級になった方は、助成対象外です。

- ① 身体障害者手帳1・2・3級の方
- ② 療育手帳 ㊤・A・Bの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方（ただし精神病床への入院費用を除く）
- ④ 65歳以上の方で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表各号に掲げる障害の状態にある旨の認定を受けた方

※④の認定は、65歳の誕生日の前日までに、次の要件に該当する手帳をお持ちの方が、後期高齢者医療制度の障害認定を受けることができます。なお、障害認定を受ける場合には申請が必要です。この障害認定の手続きについては保険年金課にお尋ねください。

- ・障害基礎年金1・2級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・身体障害者手帳4級のうち、音声機能または言語機能の障害がある方、または下肢障害で、1号（両下肢のすべての指を欠くもの）、3号（1下肢を2分の1以上で欠くもの）、4号（1下肢の著しい障害）に該当する方

##### <申請に必要なもの>

- 1 障害者手帳
- 2 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか
- 3 障害者本人名義の口座がわかるもの（通帳など）
- 4 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 5 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

##### <所得制限>

本人の前年所得が基準額を超えた場合は助成対象外となります。

##### ★所得基準（目安）

本人所得360万4千円≧年収518万円（扶養親族0人の場合）

※特別障害者手当の所得基準に準拠しています。

##### <窓 口> 障害者福祉課

## (2) 自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減され、3割負担（または2割負担）が1割負担となります。ただし、所得に応じて負担上限月額が設定されています。（入院時の食事療養費や生活療養費は助成の対象となりません。）

なお、世帯に一定所得以上の方がいる場合は対象外となる場合があります。

### 更生医療

障害の除去や軽減、身体機能を回復するための医療（心臓手術、血液透析療法、じん臓移植手術、関節形成手術、外耳形成手術、角膜手術など）を指定医療機関で受けられます。

#### <対象者>

18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

#### <申請に必要なもの>

次の書類を用意し、障害者福祉課で申請して下さい。

- 1 医学的意見書（★）
- 2 医療費概算額算定表（★）
- 3 障害者手帳
- 4 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか（受診者と同一の医療保険に加入している全員のもの）
- 5 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 6 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

#### <窓口> 障害者福祉課

### 育成医療

障害のある児童に対し、障害の程度を軽減したり、取り除くなど、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けられます。

#### <対象者>

18歳未満で特定の身体障害のある児童

#### <申請に必要なもの>

- 1 医学的意見書（★）
- 2 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか（受診者と同一の医療保険に加入している全員のもの）
- 3 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 4 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

#### <窓口> 障害者福祉課

## 精神通院医療

精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方に対し医療費の一部を公費で負担します。

### <対象者>

指定医療機関で精神科医療（外来）を受けている方

### <申請に必要なもの>

- 1 医学的意見書（★）※基本2年に1回
- 2 健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか（受診者と同一の医療保険に加入している全員のもの）
- 3 自立支援医療受給者証（更新の場合のみ）
- 4 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 5 身元の確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

### <窓口> 障害者福祉課

更生医療、育成医療、精神通院の必要書類のうち、★印がついている書類は、障害者福祉課の窓口にあります。

※医療の内容によって、記載している書類以外に別の書類が必要な場合があります。

## ◎こんな時には手続きをお願いします

- 住所、氏名が変わった時
- 加入している健康保険が変わった時
- 通院している医療機関や薬局が変わる時（必ず事前の申請が必要です。）

※健康保険が変わった時は、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのお持ちください。

## (3) 成人検診の費用負担の免除

保健センター（個別検診は指定医療機関に受診）で実施する成人検診（胃がん検診、肺がん結核検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診）にかかる個人負担金が免除されます。

### <対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

### <窓 口>

保健センター 電 話（271）2745

## 4 日常生活の支援

### (1) 補装具費（購入・修理）の支給

身体の障害のある部分を補って、日常生活能力の向上を図るための補装具の購入または修理費用を支給します。

＜補装具の種類＞（介護保険制度による福祉用具貸与を受けられるものは除きます。）

対 象	品 名
肢体不自由者用	車いす、歩行補助杖（T字杖を除く）、義手、義足、歩行器、装具、 電動車いす、座位保持装置など （児童のみ：排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具）
視覚障害者用	白杖、眼鏡、義眼など
聴覚障害者用	補聴器
音声・言語障害者用	重度障害者用意思伝達装置

#### ＜費用負担＞

基準額の1割が利用者の自己負担となります。

世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されます。次に該当となる方は自己負担免除または、支給対象外となります。

免除対象者・・・生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方

支給対象外・・・世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる方

※ただし障害児を除く

#### ＜申請手続き＞

1 障害者手帳又は医師の意見書等（難病患者等の場合）

2 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

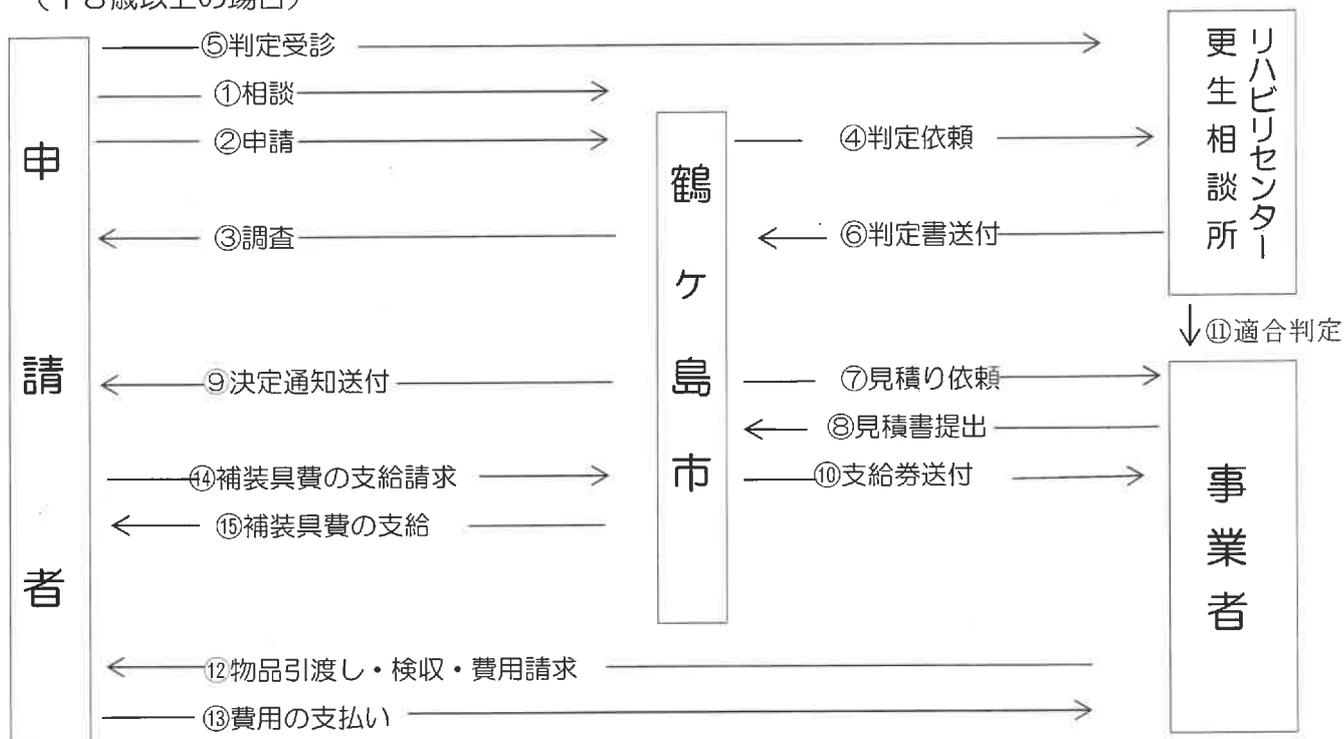
※ 内容によって、そのほかに書類が必要な場合があります。

※ 購入後の申請は受け付けられませんので、あらかじめご相談ください。

＜窓口＞ 障害者福祉課

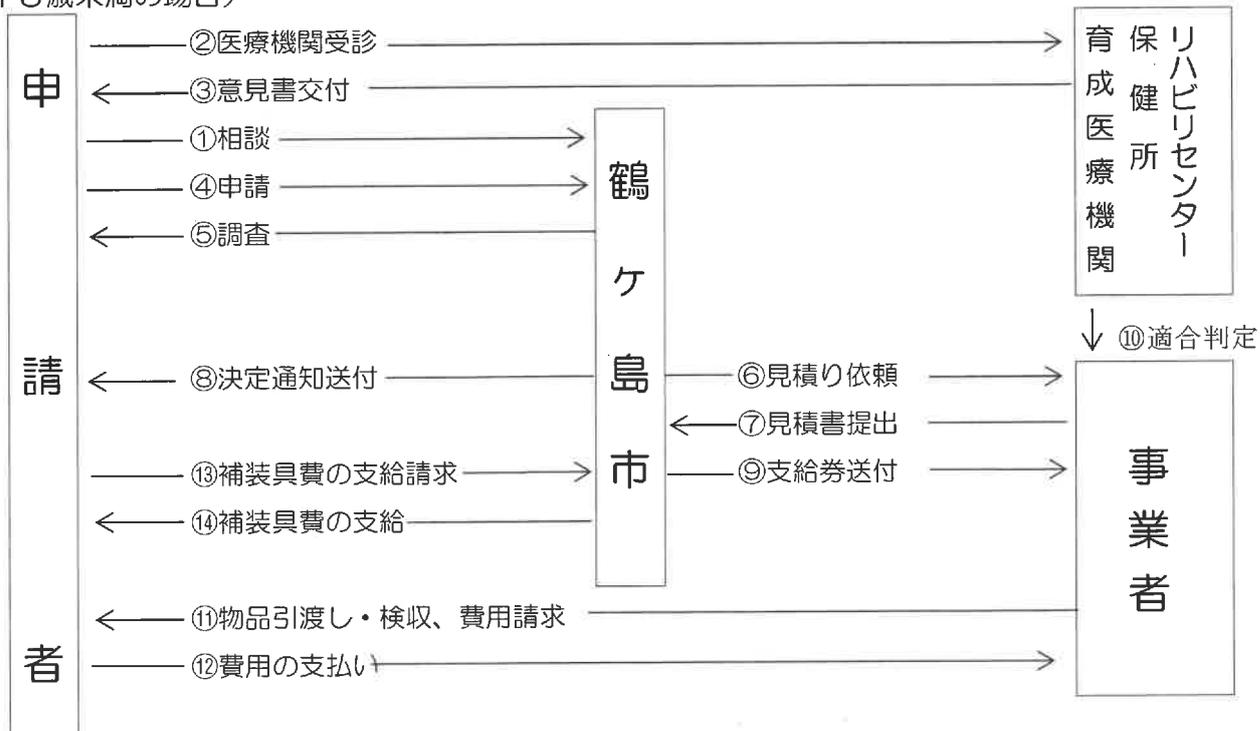
### <補装具の購入までの流れ>

(18歳以上の場合)



※補装具費の支給請求(⑭)及び受領(⑮)は、その権限を事業者に委任することができます。

(18歳未満の場合)



※補装具費の支給請求(⑬)及び受領(⑭)は、その権限を事業者に委任することができます。

## (2) 難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児に対し補聴器を購入した場合、購入費の一部を助成します。

※購入後の申請は受け付けられません。事前にご相談ください。

### <対象者>

下記の項目すべてに該当する18歳未満の難聴児

- ①市内在住であること
- ②両耳の聴力レベルが25デシベル以上であって、身体障害者手帳の対象とならない者
- ③医師が補聴器の使用を認めていること
- ④労働者災害補償保険法その他の法令により補聴器購入費の助成を受けていないこと

### <助成額>

新規および更新の補聴器購入費の3分の2を助成します。

※更新の場合は、原則として前回購入日から5年経過後とします。

### <申請手続き>

- 1 医師の意見書（障害者福祉課の窓口にあります）
- 2 見積書（意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成したもの）
- 3 難聴児の属する世帯全員の所得証明（鶴ヶ島市で課税状況を確認できる場合は省略可）

※ 内容によって、そのほかに書類が必要な場合があります。

### <窓口> 障害者福祉課

## (3) 日常生活用具の給付・貸与

在宅の障害者（児）または難病患者等に対し、障害程度・区分などの状況により、日常生活を容易にするための日常生活用具の給付、貸与を行います。（16～21ページ参照）

事前にご相談ください。

### <費用負担>

基準額の1割が利用者の自己負担となります。

世帯※の所得に応じて負担上限月額が設定されます。次の方は公費負担対象外です。

公費負担対象外・・・世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる方

※ 「世帯」とは、18歳以上（施設入所者で20歳未満を除く）の場合は対象者及び配偶者、18歳未満（施設入所者で20歳未満を含む）の場合は保護者の属する住民基本台帳での世帯をいいます。

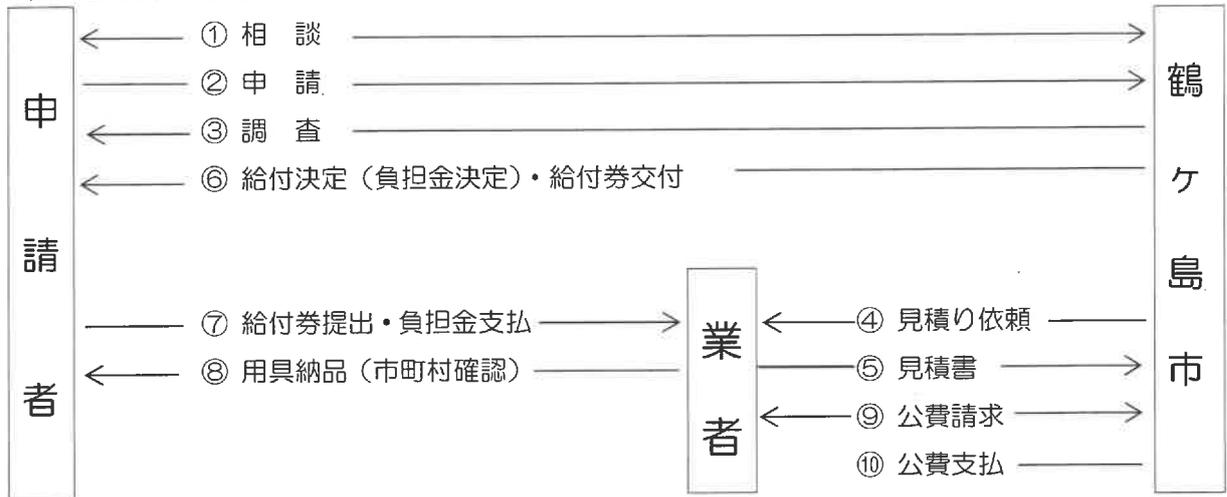
### <申請手続き>

- 1 障害者手帳又は難病医療費助成制度受給者証等（難病患者等の場合）
- 2 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

※ 内容によって、その他に書類が必要な場合があります

### <窓口> 障害者福祉課

＜日常生活用具の給付までの流れ＞



（４）小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具の給付を行います。（22ページ参照）世帯※の所得に応じて負担上限月額が設定されます。事前にご相談ください。

※ 「世帯」とは、18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳での世帯をいいます。

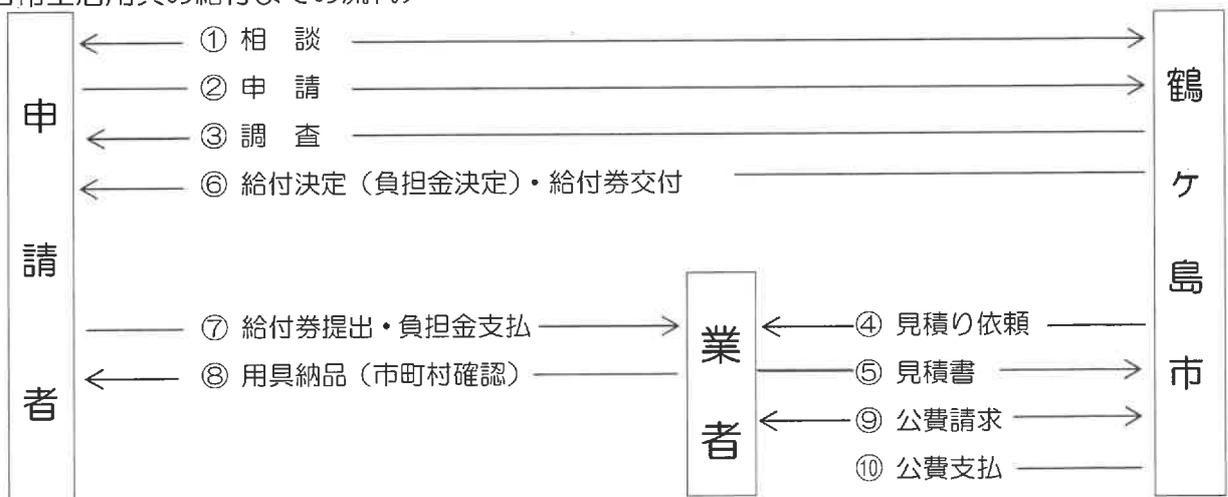
＜申請手続き＞

- 1 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 2 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

※ 内容によって、その他に書類が必要な場合があります

＜窓口＞ 障害者福祉課

＜日常生活用具の給付までの流れ＞



## 日常生活用具

種目	区分	品目	対象者	年齢要件	性能	
介護・訓練支援用具	給付	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者	18歳以上 年齢制限なし	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	
	給付	特殊マット	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度の者 (2) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の身体障害児 (3) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級の常時介護を要する身体障害者 (4) 寝たきりの状態にある難病患者	原則として3歳以上 原則として3歳以上～17歳 18歳以上 年齢制限なし	じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	
	給付	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が1級で、常時介護を要する者 (2) 自力で排尿できない難病患者	原則として学齢児以上 年齢制限なし	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	
	給付	入浴担架	下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上で、入浴に介助を要する者	原則として3歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	
	給付	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上で、下着の交換等に当たって介助を要する者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者	原則として学齢児以上 年齢制限なし	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	
	給付	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	原則として3歳以上 年齢制限なし	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く)	
	給付	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	原則として3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるもの	
	給付	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の身体障害児 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	学齢児以上～17歳 年齢制限なし	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	
	自立生活支援用具	給付	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を要する者 (2) 入浴に介助を要する難病患者	原則として3歳以上 年齢制限なし	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)

日常生活用具

種目	区分	品目	対象者	年齢要件	性能
自立生活支援用具	給付	便器(手すり取付け可)	(1)下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の者  (2)常時介護を要する難病患者	原則として学齢児以上  年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができるもの)(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)
	給付	頭部保護帽	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者(児)で、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある者  (2)知的障害の程度が重度又は最重度の者  (3)精神障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	年齢制限なし	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。  A スポンジ及び革を主材料としているもの B スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの
自立生活支援用具	給付	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者(児)	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	移動・移乗支援用具(旧・歩行支援用具)	(1)平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者  (2)下肢が不自由な難病患者	原則として3歳以上  年齢制限なし	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	給付	特殊便器	(1)知的障害の程度が重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者  (2)上肢障害の程度が2級以上の者  (3)上肢機能に障害のある難病患者	原則として学齢児以上  原則として学齢児以上  年齢制限なし	足踏ペダルで温水温風を出せるもの(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く)
	給付	トイレチェアー	頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない身体障害者(児)	年齢制限なし	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの
	給付	車椅子用段差異降機	常時車椅子を使用する身体障害者(児)	年齢制限なし	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態です昇降が可能なもの
	給付	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で次の者  (1)知的障害の程度が重度又は最重度の者  (2)3級以上の身体障害者(児)	年齢制限なし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの

## 日常生活用具

種目	区分	品目	対象者	年齢要件	性能
自立生活支援用具			(3)1級の精神障害者(児)		
	給付	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	年齢制限なし	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
	給付	電磁調理器	(1)視覚障害の程度が2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (2)知的障害の程度が重度又は最重度の者	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害の程度が2級以上の者	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	視覚障害者用誘導装置	視覚障害を有する身体障害者(児)で、音声による誘導を必要とする者	年齢制限なし	音声による目的地(位置)等の確認が可能となるもの
	給付	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害の程度が2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯	18歳以上	音・音声及び言語を視覚又は触覚で知覚できるもの
	給付	携帯用信号装置	聴覚障害を有する身体障害者(児)で、視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない者	年齢制限なし	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので携帯可能なもの
在宅療養等支援用具	給付	透析液加温器	腎臓機能障害の程度が3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行なう者	原則として3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの
	給付	ネブライザー	(1)呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障害者(児)で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者 (2)呼吸器機能に障害のある難病患者	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	電気式たん吸引器	(1)呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障害者(児)で、必要と認められる者 (2)呼吸器機能に障害のある難病患者	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	吸引器・ネブライザー両用器	(1)呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障害者(児)で、必要と認められる者 (2)呼吸器機能に障害のある難病患者	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの

日常生活用具

種目	区分	品目	対象者	年齢要件	性能
在宅療養等支援用具	給付	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害の程度が2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	視覚障害者用体重計	視覚障害の程度が2級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー(充電器及びインバーターを含む)・ポータブル電源(蓄電池) ※いずれか一品	(1)在宅で常時人工呼吸器の装着が必要な身体障害者(児)  (2)在宅で常時人工呼吸器の装着が必要な難病患者	年齢制限なし	介護者が容易に使用し得るもの
	給付	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	(1)呼吸器機能障害の程度が3級以上又は同程度の身体障害者(児)で、人工呼吸器の装着が必要な者 (2)人工呼吸器の装着が必要な難病患者	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通支援用具	給付	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由を有する者で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)	原則として学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの
	給付	情報・通信支援用具	(1)視覚障害2級以上の者	原則として学齢児以上	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト 視覚障害者(児):画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等
			(2)上肢障害2級以上の者		上肢機能障害者(児):インテリキー、ジョイスティック等
	給付	点字ディスプレイ	視覚障害の程度が2級以上の者で、必要と認められる者	原則として18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
	給付	点字器	視覚障害の程度が2級以上の者	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもので次のとおりとする  (1)標準型 A 両面書真鍮板製 B 両面書プラスチック製 (2)携帯用 A 片面書アルミニウム製 B 片面書プラスチック製
給付	点字タイプライター	視覚障害の程度が2級以上の者で、就労若しくは就学している者又は就労が見込まれている者	原則として学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	

## 日常生活用具

種目	区分	品目	対象者	年齢要件	性能
情報・意思疎通支援用具	給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー 録音再生機 再生専用機	視覚障害の程度が2級以上の者	原則として学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの
	給付	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害の程度が2級以上の者	原則として学齢児以上	活字と同一紙面上に掲載された、当該活字をコード化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの  取り付けしたICタグからその物品等の名称を音声により再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの
	給付	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有する身体障害者(児)で、本装置により文字等を理解することが可能になる者	原則として学齢児以上	画像入力装置を読みみたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出したり音声が出るもの
	給付	視覚障害者用時計 触読時計 音声時計	視覚障害の程度が2級以上の者(音声時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	原則として18歳以上	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの
	給付	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する身体障害者(児)で、必要と認められる者	年齢制限なし	映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急情報などを受信し、かつ地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの
	給付	文字放送ラジオ	聴覚障害を有する身体障害者(児)で、必要と認められる者	年齢制限なし	FM文字多重放送の受信が可能なもの
	給付	人工喉頭 笛式 電動式	喉頭摘出者	年齢制限なし	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの  顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの
	貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者で、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	年齢制限なし	対象者が容易に使用し得るもの
	給付	点字図書	視覚障害を有する身体障害者(児)で、主に情報の入手を点字によっている者	年齢制限なし	点字により作成された図書(月刊や週刊で発行される雑誌類を除く)

日常生活用具

種目	区分	品目	対象者	年齢要件	性能
排泄管理支援用具	給付	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害を有する者で、ストマ造設(永久増設に限る)をしている者	年齢制限なし	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋
		消化器系			低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの
		尿路系			
給付	紙おむつ	ストマ用装具代替品	(1)ぼうこう又は直腸機能障害を有する者で、ストマの変形等によりストマ用装具を装着できない者又は二分脊椎による排尿機能障害若しくは排便機能障害を有する者  (2)脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難な身体障害者(児)	原則として3歳以上	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品
			鶴ヶ島市紙おむつ購入費支給に関する規則(令和3年規則第12号)の規定による紙おむつ購入費の支給の対象となる者を除き、次の(1)又は(2)に該当する者  (1)知的障害の程度が中度以上の者で、常時紙おむつを使用している者  (2)下肢又は体幹機能障害3級以上の身体障害者(児)で、常時紙おむつを使用している者	5歳以上	紙おむつ
給付	収尿器	高度の排尿機能障害を有する身体障害者(児)	原則として3歳以上	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	
居宅生活動作補助用具	給付	住宅改修費	(1)下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する3級以上の身体障害者(児)(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者。)	学齢児以上	次に掲げる対象者の居宅生活動作を円滑にする用具の設置により小規模な住宅改修を伴うもの。  (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
			(2)下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	年齢制限なし	(4)引き戸等への扉の取替え  その他(1)~(4)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

小児慢性特定疾病児童日常生活用具

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの（基準額を限度とし、年度に一回の給付）
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの（基準額を限度とし、年度に一回の給付）
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの（基準額を限度とし、年度に一回の給付）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの（基準額を限度とし、年度に一回の給付）

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

- <内 容> 知的障害・精神障害により判断能力が十分でない方に対し、選任された後見人等が本人に代わって財産管理を行ったり、生活の支援を行う制度です。
- ・次の対象者の方は、家庭裁判所への申立て費用の一部又は全部を公費で負担します。
- <対象者> ◎判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者で、「親族がいない」「親族の協力が得られない」などの理由により、成年後見制度を申立てる人がいない方
- ◎障害福祉サービスの支給決定を受けている（受けようとする）知的障害者又は精神障害者で、後見人等に対する報酬等について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である方
- <問合先> 障害者福祉課



## 5 障害福祉サービス（障害者総合支援法・児童福祉法によるサービス）

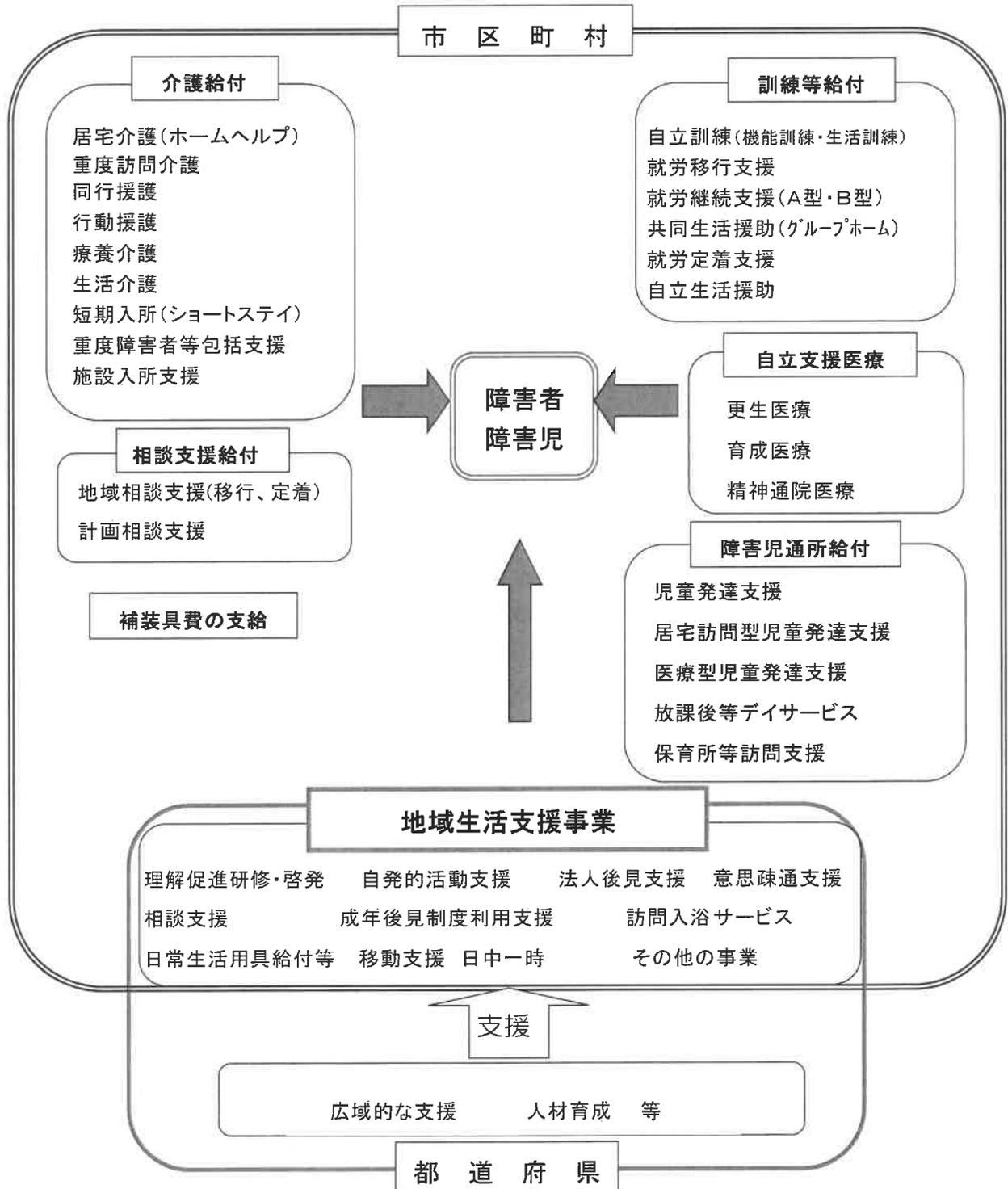
### （1）障害福祉サービスについて

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく、障害福祉サービスです。

対象は、身体障害、知的障害、精神障害、難病の方を対象として、下記サービスを提供しています。

利用者は事業者と対等な立場で契約してサービスを利用します。

障害者総合支援法・児童福祉法によるサービスの体系図



※自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県等

## (2) 障害福祉サービスの利用手続きについて

**1 相談** 窓口：生活サポートセンター  
地域相談支援センター  
障害者福祉課

必要なサービスや困っていることなどをご相談ください。

**2 申請** 窓口：障害者福祉課

申請の時に必要となる書類など詳しいことは担当窓口にお問い合わせください。

**3 調査**

市の職員などが、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、心身の状況や生活状況について調査を行います。

＜訓練等給付を希望する方＞  
＜18歳未満の方＞

※訓練等給付のみの利用の方及び18歳未満（障害児）の方は、4 障害支援区分の審査・判定を行いません。

＜介護給付を希望する方＞

### 4 障害支援区分の審査・判定

＜一次判定＞  
コンピュータ判定

＜二次判定＞  
審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとに判断します。

障害支援区分の認定

### 5 サービス等利用計画案の作成依頼（提出）

特定相談支援事業者に「サービス等利用計画案」の作成を依頼します。  
※本人、保護者等が「セルフプラン」を作成し提出することもできます。

### 6 支給決定・受給者証の交付

サービスの種類ごとに支給量を決定し、「福祉サービス受給者証」が交付されます。

### 7 サービス等利用計画の作成

特定相談支援事業者がサービス調整、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成を行います。

### 8 サービスの利用

希望するサービス提供事業者と利用の契約をした上で、サービス等利用計画に沿ったサービスを利用します。

### (3) 利用者負担額について

利用者負担は原則として1割の定率負担と食費、光熱水費が実費負担になります。

定率負担は、所得に応じて次の4区分の利用者負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

#### <利用者負担上限月額表>

区分	世帯の収入状況 (※)	通所施設 在宅サービス利用時の 負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般（障害者）	市町村民税課税世帯（一般1） （市町村民税所得割16万円未満）	9,300円
	市町村民税課税世帯（一般2） （市町村民税所得割16万円以上）	37,200円
一般（障害児）	市町村民税課税世帯（一般1） （市町村民税所得割28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯（一般2） （市町村民税所得割28万円以上）	37,200円

※ 世帯の範囲は次のとおりです。

- ・18歳以上の障害者(施設入所の18歳19歳を除く)または難病を有する方の場合は、「本人」、配偶者のある方は「本人と配偶者」
- ・障害児(施設入所の18歳19歳を含む)または難病を有する児童の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※ 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、一般2となります。

※ 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳までの就学前障害児を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額が無償となります。(児童発達支援等の障害児通所支援を利用する障害児であって、満3歳になって初めての4月1日から3年間の期間が対象です。)

#### (4) 市内の特定相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
あゆみ福祉会 つるがしま相談支援センター	鶴ヶ島市大字藤金685-1	(279) 5233
鶴ヶ島市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1	(277) 3317
NPO法人カローレ相談支援センター “ほのぼの”	鶴ヶ島市大字上広谷472-10	(277) 4830
いろは	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷202-2	(298) 7755
鶴の杜相談支援事業所	鶴ヶ島市大字三ツ木342-8	(290) 2461
相談支援事業所 ハッピーシード	鶴ヶ島市大字中新田17-10	(070) 3286-4555

#### (5) 障害福祉サービスの種類

##### <介護給付>

自宅や施設で介護の支援を受けるサービスです。

利用できるサービスは、障害支援区分（介護給付による支援の必要度を表す6段階の区分）や一定の要件によって決まります。

種類	名称	内容
在宅で利用するサービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）	心身の障害により日常生活に支障のある方が、居宅での入浴、排せつや食事などの身体介護、調理、洗濯やコミュニケーション介助（代読、代筆など）などの家事援助を受けます。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由がある方及び重度の知的障害者、重度の精神障害者の方が、居宅での入浴、排せつ、食事などの介護と外出時の移動中の介護などを総合的に受けます。
外出時に利用するサービス	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難のある方が、外出時の移動、外出先での視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）などの必要な支援を受けます。
	行動援護	知的障害、精神障害により行動上の著しい困難がある方が、行動時の危険回避のための援護や外出時の移動中の介護などを受けます。
	居宅介護	心身の障害により日常生活に支障のある方が、病院への通院や官公署等への公的手続きなどの移動介助の通院等介助を受けます。

通所して利用するサービス	生活介護	障害者支援施設などでの、主に日中における食事、入浴、排せつの介護や生産活動の機会の提供を受けます。
住まいの場として利用するサービス	療養介護	長期入院による医学的管理下での、主に日中における機能訓練、看護、食事、入浴、排せつの介護などを受けます。
	短期入所(ショートステイ)	介護者の病気などの際における、障害者支援施設への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事などの介護を受けます。
	施設入所支援	施設入所による、主に夜間における入浴、排せつ、食事の介護などを受けます。
在宅、通所、住まいの場	重度障害者等包括支援	意思疎通が困難で、常時介護の必要度も著しく高い方が、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを包括的に受けます。

### <訓練等給付>

リハビリテーションや一般就労に向けた訓練を行うサービスです。原則として障害支援区分の認定は必要ありません。

種類	名称	内容
通所して利用するサービス	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を受けます。
	就労移行支援	一般就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を受けます。
	就労継続支援(A型・B型)	一般事業所での就労が困難な方が、就労機会の提供と知識及び能力の向上のための訓練を受けます。
住まいの場として利用するサービス	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活し、相談、入浴、排せつ、食事の介護などや、援助者による日常生活上の援助を受けます。
その他	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した方が、就労の継続を図るため、必要な支援を受けます。
	自立生活援助	理解力や生活力等に不安がある方等が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、訪問等により、必要な援助を受けます。

### <障害児通所支援>

障害児通所支援の対象者は、障害者手帳等の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

※障害児入所支援は、埼玉県が行います。

名 称	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などのため、サービスを受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### (6) 苦情解決制度

福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者との話し合いで解決することが原則とされています。この話し合いで解決できなかつたり、事業者に言えない苦情などは、埼玉県社会福祉協議会に置かれている埼玉県運営適正化委員会が相談を受けています。

場所：さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ

相談専用電話番号 048-822-1243 / FAX 048-822-1406

## 6 在宅生活の支援

居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）等については、「障害福祉サービス」（27・28ページ）をご覧ください。

### （1）障害者日中一時支援事業

- ＜内容＞ 障害児（者）の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労と一時的な休息を支援します。
- ＜対象者＞ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方または難病を有する方など
- ＜自己負担＞ 基準額の1割（ただし、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯※の方は自己負担額免除）と食費等の実費
- ※「世帯」とは、18歳以上の場合は障害者及び配偶者、18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯をいいます。
- ＜申請に必要なもの＞ 障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか
- ＜窓口＞ 障害者福祉課

### （2）障害者レスパイトサービス助成事業

- ＜内容＞ 介護者が疾病等により障害者（児）の介護ができない時に、レスパイトサービス事業（一時預かり、派遣による介護サービス、移送サービス、外出支援サービス等）を利用した場合、利用料の一部を助成します。

一時預かり	サービス登録団体の管理する場所で、一定時間預かる。
派遣による介護サービス	障害者の家を訪問し、一定時間介護に当たる。（家事援助サービスを提供することは認められません。） 親などの介護者とともに、介護の補助をする。
移送サービス	自宅を起点・終点とした一時的な送迎、病院等への送迎（通勤・通学・通所には利用できません。） <u>対象者：他人の介助なしに移動することが困難であり、単独では公共交通機関を利用することが難しい人</u>
外出援助サービス	障害者とともに外出し、援助を行う。
その他	宿泊（緊急の場合のみ）等

（注）障害者総合支援法における法定サービス事業（居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所等）や地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）の対象となる利用については、これらのサービスの利用が優先します。詳しくは、27・30・35ページをご覧ください。

- ＜対象者＞ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病を有する方
- ＜利用料＞ 1時間あたり950円（年間150時間を限度として助成）
- ※ 登録団体により金額が異なる場合があります。

※ 別途諸経費がかかる場合もあります。

<申請に必要なもの>

障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか

<窓口> 障害者福祉課

### (3) 重度身体障害者入浴サービス

<内 容> 身体障害者手帳1・2級で家庭での入浴が困難な方に対し、巡回入浴サービスを行います。サービスの回数については、週1回行います。

<対象者> 身体障害者手帳1・2級の方で、医師に入浴の許可を受けている者  
(介護保険制度の対象になる方は同制度の訪問入浴介護が優先)

<利用料> 費用の1割

※生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯※の方は自己負担額免除

※「世帯」とは、18歳以上の場合は障害者及び配偶者、18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯をいいます。

<窓口> 障害者福祉課

### (4) 緊急時通報システム

<内 容> ご家庭に緊急時通報装置を設置し、定期の安否確認のほか、急病や事故等で緊急に救助を必要とする時に、関係機関の連携により、速やかに救助、援助活動を行います。

<対象者> 慢性・急性疾患等により常時注意を要する身体障害者手帳1・2級の方で、次のどちらかに該当する方 ※固定電話が設置されている方に限ります。

(1) 同一敷地内に親族がいない1人暮らしの方

(2) 家族の就労などにより昼間1人になる方

<窓口> 障害者福祉課

### (5) ヘルプマーク

<内 容> 障害のある方の中には手助けが必要なのに、困っていることを自分から伝えられない人がいます。ヘルプマークは、ふだんから身に付けておくことで、困ったときに周囲の方からの手助けをお願いしやすくするものです。

障害者手帳をお持ちでない方(難病の方、高齢者の方など)も利用できます。

<配付場所> 障害者福祉課、若葉駅前出張所



## 7 行動範囲の拡大

### (1) タクシーの10%割引制度

＜内容＞ 身体障害者手帳又は療育手帳の提示により、タクシー運賃の10%の割引を受けられます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方

＜窓口＞ 各タクシー事業者

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、各事業所にお問い合わせください。

### (2) 福祉タクシー利用料金の助成

＜内容＞ 埼玉県内のタクシー業者を利用する場合、1回の乗車につき福祉タクシー利用券1枚を使うことができます。ただし、身体障害者手帳または療育手帳の提示による割引後の乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額である場合に限り、2枚まで利用できます。

＜助成額＞ 福祉タクシー利用券1枚の助成額は一般タクシーの普通車の初乗運賃相当額（500円）とし、年1回（4月）36枚を交付します。

※移送支援サービスの対象の方は、18枚を交付します。

なお、自動車燃料費の助成と併用はできません。

＜対象者＞ 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳④・Aの方

＜申請に必要なもの＞ 障害者手帳

＜窓口＞ 障害者福祉課

### (3) 自動車燃料費の助成

＜内容＞ 障害のある方の通学、通勤、通院等に利用するための自家用自動車のガソリン（レギュラー・ハイオク）又は軽油代について、年間9,000円（移送支援サービスの対象の方は、年間4,500円）を助成します。  
※年度途中で登録した方、又は年度途中で助成の資格がなくなった方は、月数×750円を助成します。（ただし、すでに助成金を交付した場合は、その助成額とします。）

＜対象者＞ 身体障害者手帳1・2級及び療育手帳④・Aの方

※市内に住所を有する在宅の方に限ります。

＜対象車両＞ ① 対象者が所持し運転する自動車

② 対象者と同一敷地内に居住し、対象者と生計を一にする方が所持し、対象者が運転する自動車

③ 対象者と同一敷地内に居住し、対象者と生計を一にする方が所持し、対象者の通学、通勤、通院等に利用する自動車

なお、福祉タクシー利用料金の助成と併用はできません。

＜申請に必要なもの＞

1 障害者手帳

3 運転者の運転免許証

2 車検証

4 障害者本人名義の口座が分かるもの（通帳等）

＜窓口＞ 障害者福祉課

#### (4) 自動車改造費用の補助

<内 容> 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用に対し、10万円を限度に補助します。※事前に申請が必要です。

<対象者> 就労等のために自らが所有し、運転する自動車の操作装置等の一部を改造する必要がある身体障害者手帳所持者または難病患者（所得制限あり）

<窓 口> 障害者福祉課

#### (5) 駐車禁止適用除外標章

<内 容> 歩行が困難な方等で警察署から標章の交付を受け、提示した場合、駐車禁止区域内でも他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。なお、現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。

<対象者> ① 身体障害者手帳の交付を受けており歩行が困難と認められる方  
② 療育手帳㊦、Aの方  
③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方  
④ 戦傷病者手帳の交付を受けており、歩行が困難と認められる方  
⑤ 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けており、色素性乾皮症に該当する方など

<利用方法> 標章の交付条件や手続きなど詳しい内容は、西入間警察署へ確認してください。

<窓 口> 西入間警察署 電話(284)0110

#### (6) 埼玉県思いやり駐車場制度

埼玉県が、障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難だと認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適性利用を推進する制度です。

車のルームミラーに利用証を掲示して停めることができます



<障害区分>

障害の区分		交付基準	利用証の色	申請に必要な書類	
身体障害者	視覚	4級以上	緑	身体障害者手帳	
	聴覚	3級以上	緑		
	平衡機能	5級以上	緑		
	肢体不自由	上肢	2級以上		緑
		下肢	6級以上		緑（2級以上の常時車椅子使用者は青）
		体幹	5級以上		緑（3級以上の常時車椅子使用者は青）
		脳原性運動機能	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		緑（2級以上の常時車椅子使用者は青）
内部障害（免疫機能を含む）		4級以上	緑		
知的障害者	A 以上		緑	療育手帳	
精神障害者	1 級		緑	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定疾病医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		緑	次のいずれか 特定疾病医療受給者証 指定難病医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者など	介護保険要介護 1 以上		緑（要介護 3 級以上の常時車椅子使用者青）	介護保険被保険者証	
妊産婦	妊娠 7 か月から産後 1 年まで （出産後は乳児と同伴の場合に限る）		オレンジ	母子健康手帳	
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方		オレンジ(常時車椅子使用者は青)	次のすべて ・医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書など ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方		青		

<窓 口> 障害者、難病患者、けが人の方・・・障害者福祉課  
 要介護 1 以上の方・・・・・・・・・・介護保険課  
 妊産婦の方・・・・・・・・・・保健センター

(7) 公の施設使用料の減免

手帳の交付を受けた方が、公の施設を利用する場合、手帳の提示等を行うことにより、利用料の減免が受けられることがあります。減免内容等については、直接施設にお問い合わせください。

## 8 社会参加

### (1) 自動車運転免許取得費用の補助

- <内 容> 障害者が普通自動車運転免許を取得するための費用に対し、12万円を限度として、対象経費の3分の2を補助します。※事前に申請が必要です。
- <対象者> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者または難病患者（所得制限あり）
- <窓 口> 障害者福祉課

### (2) 障害者移動支援事業

- <内 容> ホームヘルパーの同行などにより、屋外での移動に著しい制限のある方の社会参加等のための外出を支援します。（公共交通機関及び徒歩に限る）
- <対象者> 身体障害者手帳を持っている視覚障害者又は全身性障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、または難病を有する方など
- <利用形態> 1対1の個別支援型、同一目的地である方々を対象としたグループ支援型
- <自己負担> 基準額の1割（ただし、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯※の方は自己負担額免除）と本人及び介助者の交通費、入館料等の実費
- ※ 「世帯」とは、18歳以上の場合は障害者及び配偶者、18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯をいいます。
- <窓 口> 障害者福祉課

### (3) 重度障害者等就労支援特別事業

- <内 容> 重度障害者が就労する場合、通勤や職場等において必要となる、移動や身体介護等について支援します。※事前の相談が必要です。
- <対象者> 市内に在住の方で、鶴ヶ島市で重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けており次のいずれかに該当する方
- ① 民間事業者に雇用されており、1週間の所定労働時間が10時間以上の方  
ただし、就労継続支援事業所A型を除く
  - ② 自営業者等のうち自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であって、支援の提供がなければ就労継続が困難であり、かつ自営等に従事することで所得の増加が見込まれる方
- <自己負担> 基準額の1割（ただし、所得に応じて月の上限額あり）  
※生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯※の方は自己負担額免除
- ※「世帯」とは、18歳以上の場合は障害者及び配偶者、18歳未満の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯をいいます。
- <窓口> 障害者福祉課

## 9 公共料金の割引

### (1) JR等(鉄道)運賃の割引

対象者・内容（JRの場合）

区 分	乗車券の種類	割引率	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種身体障害者とその介護者</li> <li>・ 第1種知的障害者とその介護者</li> <li>・ 第1種精神障害者とその介護者</li> </ul>	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種身体障害者とその介護者</li> <li>・ 第1種知的障害者とその介護者</li> <li>・ 第1種精神障害者とその介護者</li> <li>・ 12歳未満の身体障害者又は知的障害者とその介護者</li> </ul>	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1種、第2種身体障害者(単独で利用する場合)</li> <li>・ 第1種、第2種知的障害者(単独で利用する場合)</li> <li>・ 第1種、第2種精神障害者(単独で利用する場合)</li> </ul>	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100kmを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

<手続き方法> 窓口にて手帳を提示の上、乗車券を購入してください。

<窓 口> 各鉄道会社

### (2) バス運賃の割引

<対象者> 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者(写真貼付の手帳が必要です)、戦傷病者手帳所持者、施設入所者(児)

<内 容> 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の5割が割引されます。ただし、定期乗車券は3割です(第1種身体障害者、療育手帳所持者、要介護の施設入所者(児)は付き添いの方も割引になります)。

※精神障害者保健福祉手帳所持者の割引率・介護者の割引については、バス会社によって違いがありますので、各バス会社にお問い合わせください。

<窓 口> 各バス会社

### (3) つるバス・つるワゴンの特別乗車証交付

＜対象者＞ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病を有する方

＜内 容＞ つるバス・つるワゴンを利用する場合に、運賃が無料になる特別乗車証を交付します（第1種身体障害者手帳、療育手帳、第1種精神保健福祉手帳をお持ちの方については、介護者1人も無料で乗車できます）。

坂戸市民バス（さかっちバス・さかっちワゴン）も同様に利用できます。

＜申請に必要なもの＞

障害者手帳、指定難病医療受給者証等のいずれか

＜窓 口＞ 障害者福祉課

### (4) 有料道路の割引

＜対 象＞ ① 身体障害者手帳を所持している人が自ら運転する場合

② 重度の身体障害者又は重度の知的障害者を乗せて介護者が運転する場合  
（重度とは、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種と同じ範囲の人）

※ただし、上記の①・②に該当していても、車種、所有者、台数に要件があります。

＜内 容＞ 通行料金を支払う料金所において、E T Cを利用するか、登録された手帳を提示し、割引（割引率約50%）を受けます。

＜申請に必要なもの＞

E T Cを利用しない場合 （一般レーン通行の場合）	手帳、運転免許証（障害者本人の運転の場合） （使用する自動車を登録する場合は車検証も必要）
E T Cを利用する場合 （E T Cレーン通行の場合）	手帳、自動車検査証、運転免許証（障害者本人の運転の場合）、 E T Cカード（原則として障害者本人名義）、E T C車載器セットアップ証明書等（E T C車載器の管理番号が確認できるもの）

※割引には、有効期限があります。手帳の有効期限をご確認ください。（E T Cカードの有効期限とは異なります。）有効期限を過ぎますと、割引を受けられなくなります。有効期限の2ヶ月前から更新手続きが可能です。（※有効期限当日の手続きは新規申請となります。）また、登録内容に変更が生じた場合は変更申請が必要です。

E T Cを利用する場合は電子申請が可能です。

＜窓 口＞ 障害者福祉課

### (5) 国内航空運賃の割引

＜対象者＞ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者1名。なお、障害者及び介護者は満12歳以上であること。

＜割引運賃額＞ 各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者または路線によって異なることがあります。

＜窓 口＞ 各航空会社

## (6) NHK受信料の減免

### <対象者・内容>

- ◇全額免除 ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で、その世帯全員が市町村民税非課税の場合
- ◇半額免除 ① 世帯主が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合  
② 世帯主が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っていて、障害等級が身体は1級又は2級、療育は㊦又はA、精神は1級のいずれかの場合

<申請に必要なもの> 障害者手帳、印鑑

<窓 口> 障害者福祉課

<手続き> 障害者福祉課窓口で申請書を記入後、書類をNHKへ送付して下さい。

<問合せ> NHKさいたま放送局さいたま西営業センター

電話 048(833)2045

## (7) NTT番号案内の料金免除

<対象者> ① 身体障害者手帳所持者で、次のいずれかの障害のある方

障 害 区 分	障 害 等 級
視 覚 障 害	1～6級
聴 覚 障 害	2～4、6級
音声・言語・そしゃく障害	3級、4級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1級、2級

② 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

<内 容> NTT104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

<窓 口> フリーダイヤルへご相談ください。

NTTふれあい案内フリーダイヤル

電話 0120(104)174（通話料無料）

Fax 0120(104)134（通話料無料）

平日9時～17時（土日祝日、年末年始を除く）

## (8) 携帯電話基本使用料等割引

<対象者> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

<内 容> 携帯電話サービスの基本使用料等が割引になります。（各携帯電話会社により割引内容が異なります。また、割引サービスを実施していない会社もあります）

<窓 口> 各携帯電話会社

## 10 手当・年金等

### (1) 在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減することを目的としたものです。

＜対象者＞ 65歳未満（現在受給中の方は65歳以上も含む）の次の方

- ・身体障害者手帳が1・2級をお持ちの方
- ・療育手帳④・Aをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の受給者は除きます。

＜内容＞ 手当は3・9月の年2回、月額5,000円を支給します。

＜支給制限＞ 施設に入所しているとき

市町村民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります。

＜申請に必要なもの＞

- 1 障害者本人名義の普通預金通帳
- 2 障害者手帳
- 3 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

＜窓口＞ 障害者福祉課

### (2) 特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

＜対象者＞ 20歳以上で、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護が必要な状態にある方

＜内容＞ 手当は2・5・8・11月の年4回、月額29,590円を支給します。

＜支給制限＞ 次のいずれかにあたる場合は受給できません。

- ・施設等に入所している
- ・病院・診療所・介護老人保健施設等に継続して3か月を超えて入院している
- ・障害者本人又はその扶養者の所得が一定額を超えている

＜申請に必要なもの＞

- 1 所定の様式の診断書（様式は障害者福祉課で配布します。）
- 2 障害者本人名義の普通預金通帳
- 3 障害者手帳をお持ちの方はその手帳
- 4 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

＜窓口＞ 障害者福祉課

### (3) 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方に手当を支給します。

<対象者> 20歳未満で、おおむね次の①～③の状態にある方

- ①身体障害者手帳1・2級の一部の方
- ②療育手帳㊸の一部の方
- ③精神疾患、血液疾患等で上記①②と同程度の障害を有する方

<内 容> 手当は2・5・8・11月の年4回、月額16,100円を支給します。  
なお、本人及び扶養義務者の所得制限があります。

<支給制限> 次のいずれかにあたる場合は支給できません。

- ・施設等に入所している
- ・障害を理由とする公的年金を受給している
- ・障害者本人又はその扶養者の所得が一定額を超えているとき

<申請手続き>

- 1 所定の様式の診断書（様式は障害者福祉課で配布します。）
- 2 障害者本人名義の普通預金通帳
- 3 障害者手帳をお持ちの方はその手帳
- 4 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）

<窓 口> 障害者福祉課

### (4) 特別児童扶養手当

障害のある児童の父又は母、父母に代わって児童を養育している方に支給します。

<対象者> 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1・2・3・4級の一部、療育手帳㊸・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の一部の障害児の養育者（障害児が施設入所している場合は除く）

<内 容> 手当は4・8・11月の年3回、障害の程度により次の額を県から支給します。

- ・重度（手当1級）障害児1人につき 月額56,800円
- ・中度（手当2級）障害児1人につき 月額37,830円

なお、本人及び扶養義務者の所得制限があります。

<申請に必要なもの>

- 1 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- 2 世帯全員の住民票
- 3 請求者名義の銀行等の口座名義が確認できるもの
- 4 個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人通知カードなど）
- 5 その他必要な書類

※詳しくは障害者福祉課障害者福祉担当までお問い合わせください。

<窓 口> 障害者福祉課

## (5) 児童扶養手当

＜対象者＞ 父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていないこどもを育てている方(母子家庭、父子家庭など)や、こどもを育てている父又は母に一定の障害がある場合に支給される手当です。

＜こどもとは＞ 18歳になった年の年度末までです。また、一定の障害がある場合は20歳になるまでです。

＜内 容＞ 手当は5・7・9・11・1・3月の年6回、次の額を市から支給します。  
なお、本人及び扶養義務者の所得制限があります。

◇児童1人の場合、月額46,690円

(所得制限により一部支給の場合は、月額46,680円～11,010円)

◇2人目以降加算額、月額11,030円

(所得制限により一部支給の場合は、月額11,020円～5,520円)

＜窓 口＞ 市役所 こども支援課 電話(271)1111 内線155

## (6) 心身障害者扶養共済制度

＜対象者＞ 障害者の保護者で65歳未満の方。

＜障害の範囲＞ ①知的障害

②身体障害(身体障害者手帳1～3級)

③精神又は身体に永続的な障害のある方で①②と同程度の障害(精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)。

＜内 容＞ 保護者が死亡又は重度の障害状態となったとき、残された障害者に対して年金が生涯に渡り支給されます。年金額は1口加入の場合月額20,000円、2口加入の場合月額40,000円(2口まで加入可能)です。

また、1年以上加入後、障害者が死亡した場合は弔慰金(加入期間により1口あたり50,000円、125,000円、250,000円)が支給されます。

この制度は共済制度ですので、加入者は掛金(加入時の加入者の年齢により1口月額9,300円～23,300円)を納めます。(所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減免又は免除される場合があります。)

＜申請に必要なもの＞

1 障害者手帳

2 加入者及び障害者の住民票

※世帯全員の住民票を取得した際、加入者と障害者の記載があれば1枚で可

※障害の程度によっては医師の診断書が必要になる場合があります。

＜窓 口＞ 障害者福祉課

＜問合せ＞ 埼玉県福祉部障害者福祉推進課

電話 048(830)3315

## (7) 障害基礎年金の支給

＜対象者＞ 国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある方。

＜納付要件＞ 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。（ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。）

（1）初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

（2）初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

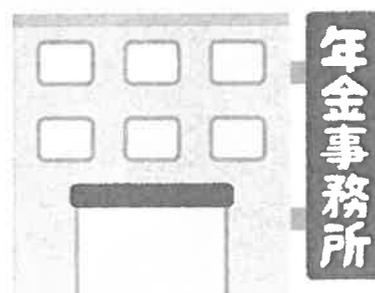
※ 詳しくは保険年金課保険資格担当へご確認ください。

＜窓 口＞ 市役所 保険年金課 電話（271）1111 内線172、177

## (8) 障害厚生年金・障害共済年金等の支給

＜対象者＞ 厚生年金に加入している間に、初診日のある病気やけがで法令により定められた障害等級表（1級・2級・3級）による障害の状態にある方。

＜窓 口＞ 障害厚生年金は川越年金事務所へ TEL(242)2657  
障害共済年金は加入している共済組合へ



## 11 税の控除・減免

### ●障害者の市民税・県民税非課税の範囲

合計所得金額が135万円以下の方（給与収入の場合は204万3,999円以下の方）

#### (1) 市民税・県民税の障害者控除

＜対象者＞ 納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、その障害の程度によって次の額の控除が受けられます。

＜内容＞

障害の程度	控除額
① 身体障害者手帳1級、2級の方 ② 療育手帳④・Aの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方	所得金額から30万円が控除される。
① 身体障害者手帳3級～6級の方 ② 療育手帳B・Cの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方	所得金額から26万円が控除される。

#### ※同居特別障害者控除

同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者（上表上段の①②③）である場合、所得金額から53万円が控除されます。

＜窓口＞ 市役所 税務課 電話（271）1111 内線131、132、133

#### (2) 所得税の障害者控除

＜対象者＞ 納税者又はその同一生計配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、その障害の程度によって次の額の控除が受けられます。

＜内容＞

障害の程度	控除額
① 身体障害者手帳1級、2級の方 ② 療育手帳④・Aの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方	所得金額から40万円が控除される。
① 身体障害者手帳3級～6級の方 ② 療育手帳B・Cの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方	所得金額から27万円が控除される。

#### ※同居特別障害者控除

同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者（上表上段の①②③）である場合、所得金額から75万円が控除されます。

＜窓口＞ 川越税務署 電話（235）9411

ただし、所得税が給与から源泉徴収されている場合は勤務先の給与係へ。

### (3) 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）減免

＜対象者＞ 次表に該当する範囲の障害者又はこれらの方々と生計を一にする家族の方

＜内容＞ 上記の方が取得又は所有する自動車ですら障害者の通院、通学、生業又は通所のために使用する自動車の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

減免を受けることができる自動車は、障害者1人に対し1台（軽自動車を含み、自動車検査証に「自家用」と表記されていること）に限ります。

なお、減免の上限額があります。自動車税（種別割）45,000円（15%重課の自動車の場合は51,700円）、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）「300万円×該当する自動車の税率」。

＜窓口＞ 県自動車税事務所（所沢支所）電話 04(2998)1321

川越県税事務所 電話(242)1801

#### 【減免の対象となる自動車】

納税義務者	運転者	障害者本人	障害者と 同一生計の家族等	常時介護者 (障害者のために常時運転する方)
障害者本人		○	○	△
障害者と同一生計の家族等		○	○	×

#### 【減免の対象となる障害の区分及び級】

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級
身体 障 害 者 手 帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級
	体幹	1級～3級、5級
	聴覚	2級、3級
	視覚	1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	音声又は言語機能	3級（こゝ頭が摘出された場合に限る）
	平衡機能	3級
	上肢 ※主に手や腕	1級、2級
	下肢 ※主に足	1級～6級
療育手帳	乳幼児期以前の非進行性の脳病	上肢 1級、2級
	変による運動機能	移動 1級～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓	1級～3級
療育手帳		㊦又はA
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

#### (4) 軽自動車税（種別割）の減免

＜対象者＞ 次表に該当する範囲の障害者又はこれらの方々と生計を一にする家族の方

＜内容＞ 上記の方が所有する軽自動車ですら心身障害者の通院、通学、通勤又は生業のために使用する軽自動車の軽自動車税（種別割）が減免されます。（1人につき1台とし、自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。）

なお、軽自動車税（種別割）の減免申請は、毎年申請が必要です。

＜窓口＞ 市役所 税務課 電話（271）1111 内線131、132、133

##### 【減免の対象となる自動車】

納税義務者	運転者	障害者本人	障害者と 同一生計の家族等	常時介護者 (障害者のために常時運転する方)
障害者本人		○	○	△
障害者と同一生計の家族等		○	○	×

##### 【減免の対象となる障害の区分及び級】

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級	
身体 障 害 者 手 帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級、3級	
	体幹	1級～3級、5級	
	聴覚	2級、3級	
	視覚	1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）	
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	
	平衡機能	3級	
	上肢 ※主に手や腕	1級、2級	
	下肢 ※主に足	1級～6級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢 移動	1級、2級 1級～6級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓		1級～3級
療育手帳		㊦又はA	
精神障害者保健福祉手帳		1級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療をうけている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる	

## (5) 相続税の障害者控除

<対象者> 心身に障害がある者が相続又は遺贈により財産を取得した場合は、その障害の程度によって次の額の控除が受けられます。

<内 容>

障害の程度	控除額
① 身体障害者手帳1級、2級の方 ② 療育手帳④・Aの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方	85歳に達するまでの年数 1年につき20万円を控除
① 身体障害者手帳3級～6級の方 ② 療育手帳B・Cの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方	85歳に達するまでの年数 1年につき10万円を控除

<窓 口> 川越税務署 電話(235)9411

## (6) 贈与税の非課税

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※特定障害者とは、上表上段の①②③及び下段の③の方

<窓 口> 川越税務署 電話(235)9411

## (7) 個人事業の非課税

<内 容> 両眼の視力が0.06以下の視覚障害者が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。

<窓 口> 川越県税事務所 電話(242)1801

## (8) 少額貯蓄の利子等の非課税

<対象者> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っている方、障害基礎年金を受給している方、特別障害者手当等を受給している方など

<内 容> 金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子が非課税になります。

非課税制度の種類	預貯金等の範囲	非課税限度額
少額預金の非課税制度 (マル優)	銀行などの預貯金、貸付信託、 公社債、公社債投資信託など	350万円
少額公債の非課税制度 (特別マル優)	利付国債、公募地方債	350万円

<窓 口> 金融機関等

## (9) バリアフリー改修に伴う固定資産税額の減額

<概要> 新築された日から10年以上を経過した貸家住宅以外の住宅について、一定のバリアフリー改修（高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修）を行った場合、その住宅に係る固定資産税（100平方メートル相当部分まで）を減額します。

<要件> 次の1から5までのすべての項目に該当する必要があります。

1. 次のいずれかの方が居住していること

ア 65歳以上の方

イ 介護保険において、要介護認定又は要支援認定を受けている方

ウ 障害者の方

2. 新築された日から10年以上経過した住宅（貸家住宅を除く）で、

令和8年3月31日までの間に行われた改修であること

3. 補助金負担を除く工事費の自己負担額が50万円超であること

4. 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること

5. 改修後の居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること

6. 改修工事完了後3ヶ月以内に、市役所税務課資産税担当へ提出すること

<窓口> 市役所 税務課 電話（271）1111 内線135、138

## 12 意思疎通支援

### (1) 手話通訳者派遣事業

- ＜対象者＞ 聴覚・音声及び言語機能障害の身体障害者
- ＜内容＞ 家庭生活ならびに社会生活における意思疎通を支援し、社会参加しやすくするために、手話通訳者を派遣します。
- ＜派遣の範囲＞ 埼玉県内（手話通訳者を派遣することが必要な場合は埼玉県外も可）
- ＜派遣の費用＞ 無料（通訳に伴う通訳者の入場料や参加費などは依頼者負担となります）
- ＜窓口＞ 鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市役所内6F  
FAX (271) 6277 電話 (271) 6278

※ 市役所の開庁日（月曜日から金曜日）の8時30分から17時15分まで、手話通訳者がいます。

### (2) 要約筆記者派遣事業

- ＜対象者＞ 聴覚・音声及び言語機能障害の身体障害者手帳を持っている方
- ＜内容＞ 社会生活における意思疎通を図るため、要約筆記者を派遣します。
- ＜派遣の範囲＞ 原則として埼玉県内
- ＜派遣時間＞ 午前8時から午後10時まで
- ＜派遣の費用＞ 無料（要約筆記者が業務を行う際に必要となる入場料等は依頼者負担となります）
- ＜派遣申請＞ 派遣を希望する日の7日前までに申請書してください。
- ＜窓口＞ 障害者福祉課

### (3) 点字広報・声の広報（デイジー版）

- ＜対象者＞ 視覚障害者
- ＜窓口＞ 市役所 秘書広報課 電話(271)1111 内線462

### (4) ファックス110番

聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、事件や事故にあったとき、ファックスを利用して文字による緊急通報（110番通報）することができます。

ファックスには「事件か事故か」、「発生場所」、「発生時間」、「何があったか」、「通報者の住所、氏名、連絡先」を書き込む必要があります。

フリーダイヤル 0120-264-110

## (5) メール110番

警察では、耳が聞こえない方や言葉が話せない方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「メール110番」を開設しています。

なお、メール110番の通報方法は、専用ホームページに接続し、文字対話方式(チャット)により通報するシステムです。

通報用アドレス (URL)

<http://saitama110.jp/>(すべて半角)

通報用QRコード



## (6) NET119緊急通報システム

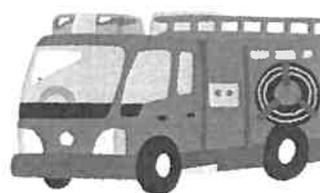
聴覚や言語機能等の障害によって音声による通報が困難な方が、スマートフォン等からインターネットを利用して、簡単な画面操作で全国どこからでも通報場所を所管する消防本部へ音声によらない119番通報ができます。

<対象者> 鶴ヶ島市・坂戸市に在住または在勤もしくは在学の方で、聴覚や言語機能等の障害により、音声による通報が困難な方

<登録> 事前に登録が必要になります。登録には、2種類あります。

- ・書類に記入し直接消防組合へ提出
- ・インターネットから自分で登録

インターネットからの申請用QRコード



※上記QRコードから空メールを送信すると登録用のURLが届きます。

詳しい手続きについては、坂戸・鶴ヶ島消防組合へお問い合わせください。

<https://sakatsuru119.jp/119/net119.html>

<窓口> 坂戸・鶴ヶ島消防組合 警防課指令担当  
電話 (281) 3495 FAX (284) 9900  
メールアドレス [shirei@sakatsuru119.jp](mailto:shirei@sakatsuru119.jp)(すべて半角)

## 13 住宅等の支援

### (1) 重度身体障害者居宅改善整備費の補助（事前に申請が必要です）

＜内容＞ 重度身体障害者の日常生活の利便さを図るため、居室、便所、浴室等を障害に応じ使いやすく改造する場合に補助します。（ただし、介護保険制度による住宅改修の対象となるものを除く。）

＜対象者＞ 下肢又は体幹機能障害であって、1・2級の身体障害者手帳を持っている方（所得制限あり）

	補助率
生活保護法による被保護世帯	改善に要した経費（限度額36万円）の10分10
その他の世帯	改善に要した経費（限度額36万円）の3分の2

＜窓口＞ 障害者福祉課

### (2) 生活福祉資金の貸付（事前に申請が必要です）

＜対象者＞ 県内に在住している障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）世帯、低所得者世帯、高齢者世帯

＜内容＞ 住宅の増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費

貸付額 250万円以内

貸付利子 連帯保証人あり 無利子

連帯保証人なし 年1.5%

償還期限 7年以内（据置期間は6月以内）

注意 新築及び工事着工後の申請は対象外です。（その他の制度が対象となる場合は、そちらが優先となります。）

＜窓口＞ 鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市役所内6F  
電話（271）6011 /FAX（287）0557

### (3) 公営住宅の入居

＜内容＞ 公営住宅に申し込むためには一定の資格が必要です。抽選会を行い当選された方に対して資格審査を行い、入居者を決定します。

障害者世帯等については、優先枠の設定等の配慮がされています。また、収入金額の上限が緩和されています。

＜対象者＞ 【県営住宅】身体障害者手帳1級～4級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1～2級などの方がいる2人以上の親族で構成された世帯

※詳細は、パンフレットをご確認ください。

＜募集期間＞ 県営住宅の空家募集 年4回（1月・4月・7月・10月）

＜窓口＞ 埼玉県住宅供給公社 川越支所 電話049（227）6408

## 14 虐待防止・権利擁護・障害者差別解消

### (1) 鶴ヶ島市障害者虐待防止センター

障害者への虐待の通報や届出の窓口として「鶴ヶ島市障害者虐待防止センター」を障害者福祉課内に設置しました。

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、市町村の窓口への通報が義務付けられています。

虐待を発見した方や虐待を受けた方は、速やかに障害者虐待防止センターへ通報してください。

※ 虐待は、身体的虐待だけでなく、障害者に対して著しい暴言などで精神的な苦痛を与える心理的虐待や世話や介護をしない放棄・放任（ネグレクト）も含まれます。

鶴ヶ島市障害者虐待防止センター 鶴ヶ島市役所健康福祉部障害者福祉課内

電話 049-271-1111

FAX 049-271-1190

※平日の夜間、土曜日、日曜日、休日も受け付けます。

### (2) 権利擁護支援センター

- ① 判断能力の不十分な人が地域で安心して生活していくために権利擁護のための相談支援や成年後見制度の利用を総合的に支援します。
- ② 社会福祉協議会が後見人となり、法人後見等を行います。
- ③ 市民が後見人となって財産管理や身上監護を行う市民後見人を養成し活動を支援します。
- ④ 判断能力に不安がある人に定期的に訪問し、福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理を支援します。（福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと））

場所：鶴ヶ島市社会福祉協議会 鶴ヶ島市役所内6F

電話（277）3317 / FAX（287）0557

### (3) 権利擁護センター

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助などを行っています。

場所：さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電話 048-822-1204 / FAX 048-822-1406



## 市内の障害福祉施設等一覧

### <居宅介護（ホームヘルプサービス）・重度訪問介護>

事業所名	所在地	電話番号
ヘルパーステーションペンぎん	高倉 1059-1	TEL (299) 6005
トータルファミリーサポートあゆみ	上広谷 662-8	TEL (286) 3687
ニチイケアセンター鶴ヶ島	鶴ヶ丘 2-7K&Yビル 2F	TEL (287) 5665
あゆみ福祉会	藤金 685-1	TEL (298) 7045
ゆめの園藤金ヘルパーステーション	藤金 878-58	TEL (271) 9000
ケアサポート24若葉	富士見 4-2-16	TEL (279) 5346
フィルケア鶴ヶ島	鶴ヶ丘 75-8 渋谷マンションB号室	TEL (227) 6525
訪問介護事業所ひまわり	鶴ヶ丘 37-4 ユアーズハイム 102	TEL (227) 3787
株式会社ランドケアワークス	藤金 820-42	TEL03 (5860) 6526
けあビジョン若葉	富士見 1-18-28 島田ビル 203	TEL (279) 5050
ラポール訪問介護	鶴ヶ丘 45-9 鶴ヶ丘ハイツ 102	TEL (299) 7602
医心館 訪問介護ステーション鶴ヶ島	藤金 871-7	TEL (277) 5303
ヘルパーステーションMOI	松ヶ丘 5-27-11 ベルメゾン鶴ヶ島103	TEL070 (1507) 2520
ヘルパーステーションウェルビィ鶴ヶ島	上広谷 381-1	TEL (292) 9723

### <同行援護>

事業所名	所在地	電話番号
NPOサポートネットはぐくみ	五味ヶ谷 257-7	TEL (285) 7814
鶴ヶ島ゆめの園ヘルパーステーション	藤金 878-58	TEL (271) 9000

### <行動援護>

事業所名	所在地	電話番号
トータルファミリーサポートあゆみ	上広谷 662-8	TEL (286) 3687
鶴ヶ島ゆめの園ヘルパーステーション	藤金 878-58	TEL (271) 9000

### <生活介護>

事業所名	所在地	電話番号
ゆめの園アクト鶴ヶ島 多機能型事業所	上新田 256	TEL (287) 1524
鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（きいちご）	三ツ木 935-1	TEL (287) 7456
多機能型事業所あゆみ（生活介護あおぞら）	藤金 682-1	TEL (299) 8746
こすもす作業所	高倉 108-1	TEL (277) 8605
ぶらいと	鶴ヶ丘 81-24 齊藤ビル 2階	TEL (298) 6660
多機能型事業所ブランカ	中新田 382	TEL (299) 7142
みどりの郷あすか鶴ヶ島デイセンター	脚折 1468-1	TEL (298) 3485

<短期入所（ショートステイ）>

事業所名	所在地	電話番号
老人介護施設鶴ヶ島ケアホーム	脚折 1877	TEL (271) 5121
鶴ヶ島市在宅医療診療所（医療型短期入所）	高倉 772-1	TEL (287) 6519
グループホームイノベル鶴ヶ島	藤金 412-1	TEL (292) 9333
鶴ヶ島ほっこり村診療所	高倉三ノ輪 733-1	TEL (237) 7491

<就労移行支援>

事業所名	所在地	電話番号
ゆめの園アクト鶴ヶ島 多機能型事業所	上新田 256	TEL (287) 1524

<就労継続支援（A型）>

事業所名	所在地	電話番号
就労継続支援A型事業所 ラボリ	中新田東山 382	TEL (298) 4381

<就労継続支援（B型）>

事業所名	所在地	電話番号
ステップ	藤金 167-1	TEL (285) 8285
パン工房カウベル	三ツ木 352-2	TEL (287) 7845
ゆめの園アクト鶴ヶ島 多機能型事業所	上新田 256	TEL (287) 1524
すまいるはうす	脚折町 1-1-1	TEL (287) 3455
かっちゃんの作業所	三ツ木 342-11	TEL (290) 2461
第2カウベル	脚折 1868-3	TEL (299) 6944
はまや鶴ヶ島作業所	脚折町 6-25-10	TEL (299) 5735
こすもす作業所	高倉 108-1	TEL (277) 8605

<共同生活援助（グループホーム）>

事業所名	所在地	電話番号
つつじホーム	鶴ヶ丘 405-1	TEL (271) 2601
第二つつじホーム	脚折町 5-10-21	TEL (286) 8399
第三つつじホーム	鶴ヶ丘 1-10	TEL (299) 5910
第1カウベルの家	下新田 129-7	TEL (271) 9211
第2カウベルの家	脚折 1922-4	TEL (285) 5771
ありがとホーム	藤金 685-1	TEL (271) 3078
グループホームビーハウス鶴ヶ島	新町 4-4-14	TEL (299) 8890
グループホームイノベル鶴ヶ島	藤金 412-1 1階、2階	TEL (292) 9333
グループホームはつね	上広谷 391-18	TEL (210) 4505

グループホーム侑和 脚折	脚折町 3-30-10 レオパレスパスト 102, 103, 104, 105, 201, 203, 205	TEL (214) 4315
グループホーム侑和 脚折 2	脚折町 2-3-17 パトリエ坂戸 102, 103, 105, 202, 203, 205	TEL (210) 4910
結の里松ヶ丘ホーム	松ヶ丘 2-1-12 セジュール金子 103	TEL (298) 5640
まりぼんの家Ⅱ	脚折町 5-9-17 StudioM 弐番館 201	TEL (353) 6706
まりぼんの家Ⅲ	脚折町 5-9-17 StudioM 弐番館 103, 104, 106, 107	
障がい者グループホーム ウィズドッグ鶴ヶ島	脚折町 1520-37	TEL 03 (6905) 6227

<児童発達支援>

事業所名	所在地	電話番号
障害児通所支援事業所あゆみ	藤金 685-1	TEL (298) 3618
多機能型事業所あゆみ(なかよし)	藤金 682-1	TEL (298) 3521
わいわいきっず鶴ヶ島松ヶ丘教室	松ヶ丘 2-9-33 藤プラザ 106	TEL (202) 2829
放課後等デイサービス ウィズ・ユ ー鶴ヶ島若葉	富士見 1-10-9	TEL (277) 4338
児童発達支援・放課後等デイサー ビス TREE 鶴ヶ島	新町 2-23-22	TEL (298) 8734

<放課後等デイサービス>

事業所名	所在地	電話番号
ビーキッズつるがしま	新町 4-4-14	TEL (272) 4410
障害児通所支援事業所あゆみ	藤金 685-1	TEL (298) 3618
ベストフレンド	松ヶ丘 1-14-6	TEL (298) 8544
てくてく	藤金 322-1	TEL (298) 7755
多機能型事業所あゆみ(なかよし)	藤金 682-1	TEL (298) 3521
わいわいきっず鶴ヶ島松ヶ丘教室	松ヶ丘 2-9-33 藤プラザ 106	TEL (202) 2829
多機能型事業所ブランカ	中新田 382	TEL (299) 7142
放課後等デイサービス ウィズ・ユ ー鶴ヶ島若葉	富士見 1-10-9	TEL (277) 4338
アクアすまいる	南町 3-1-12 エクセル川鶴 102	TEL (298) 8803
児童発達支援・放課後等デイサー ビス TREE 鶴ヶ島	新町 2-23-22	TEL (298) 8734

<保育所等訪問支援>

事業所名	所在地	電話番号
てくてく	藤金 322-1	TEL (298) 7755

各種シンボルマーク

名称	概要等
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>このマークは、障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のマークです。マークの使用については同協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>リフト付き福祉車両や低床バスなどの装置を設けた車にもこのマークが貼ってあります。</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件（改造車限定等）を付されている方が、ご自身で運転する車に表示するものです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>なお、表示については努力義務となっています。</p> <p>また、駐車禁止区域の除外などの法的な効果はありません。</p> <p>窓 □ 西入間交通安全協会 Tel (289) 0202</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に免許に条件（ワイドミラーの装着等）を付されている方が、普通自動車を運転する場合に、表示しなければならないものです。</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>窓 □ 西入間警察署 Tel (284) 0110</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設は、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。</p> <p>補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。</p>

障害者のための援護制度一覧表

ページ	援護制度	身体障害者手帳						療育手帳			精神保健福祉手帳			難病
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	○A	A	B	C	1級	2級	
9	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△	△		△	△	△		△	△		
10	更生医療	△	△	△	△	△								
10	自立支援医療	△	△	△	△	△								
10	精神通院医療						△	△	△	△	△	△	△	△
11	成人検診の費用負担の免除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
12	補装具（購入・修理）の支援	△	△	△	△	△								△
12	難聴児補聴器購入費助成	14ページ、難聴児補聴器購入費助成の対象者をご覧ください。												
14	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
15	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	22ページ、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付の対象者をご覧ください。												
23	成年後見制度利用支援事業						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
27	居宅介護（ホームヘルプサービス）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
27	重度訪問介護	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
27	同行援護	△	△	△	△	△								△
27	行動援護						△	△	△	△	△	△	△	△
28	生活介護	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	療養介護	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	短期入所（ショートステイ）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	施設入所支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	重度障害者等包括支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	自立訓練（機能訓練）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	自立訓練（生活訓練）						△	△	△	△	△	△	△	△
28	就労移行支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	就労継続支援（A型・B型）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	共同生活援助（グループホーム）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	就労定着支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
28	自立生活援助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

◎＝該当

△＝状況により又は一部該当

障害者のための援護制度一覧表

ページ	援護制度	身体障害者手帳						療育手帳			精神保健福祉手帳			難病		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	○A	A	B	C	1級	2級		3級	
29	障害児通所支援 児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
29		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
29		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
29		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
29		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
30	障害者日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
30	障害者レスパイトサービス助成事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
31	重度身体障害者入浴サービス	△	△													
31	緊急時通報システム	△	△													
32	タクシートの10%割引制度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	福祉タクシー利用料金の助成	△	△													
32	自動車燃料費の助成	△	△													
33	自動車改造費用の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
33	駐車禁止適用除外	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
33	埼玉県思いやり駐車場制度	34ページ、障害区分をご覧ください。														
35	自動車運転免許取得費用の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
35	障害者移動支援事業	35ページ、障害者移動支援事業の対象者をご覧ください。														
35	重度障害者等就労支援特別事業	35ページ、重度障害者等就労支援特別事業の対象者をご覧ください。														
36	JR等（鉄道）運賃の割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
36	バス運賃の割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	つるバス・つるワゴンの特別乗車証交付	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	有料道路の割引	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
37	国内航空運賃の割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
38	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
38	携帯電話基本使用料等割引	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39	在宅重度心身障害者手当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

◎＝該当    △＝状況により又は一部該当

障害者のための援護制度一覧表

ページ	援護制度	身体障害者手帳						療育手帳			精神保健福祉手帳			難病		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	○A	A	B	C	1級	2級		3級	
39	特別障害者手当	△	△					△	△			△				
40	障害児福祉手当	△	△					◎				△				
40	特別児童扶養手当	△	△	△	△			△	△	△		△	△			
41	児童扶養手当	41ページ、児童扶養手当の対象者をご覧ください。														
41	心身障害者扶養共済制度	◎	◎	◎				◎	◎	◎		△	△			
42	障害基礎年金の支給	42ページ、障害基礎年金の支給の対象者をご覧ください。														
42	障害厚生年金・障害共済年金等の支給	42ページ、障害厚生年金・障害共済年金等の支給の対象者をご覧ください。														
43	市民税・県民税の障害者控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43	所得税の障害者控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44	自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免	44ページ、障害区分をご覧ください。														
45	軽自動車税(種別割)の減免	45ページ、障害区分をご覧ください。														
46	相続税の障害者控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
46	贈与税の非課税	◎	◎					◎				◎				
46	個人事業の非課税	△	△	△												
46	少額貯蓄の利子等の非課税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47	バリアフリー改修に伴う固定資産税の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
48	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
48	点字広報・声の広報(デイジー版)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
50	重度身体障害者居宅改善整備費の補助	△	△													
50	生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
50	公営住宅の入居	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△





鶴ヶ島市 障害者福祉課

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1

TEL 049-271-1111 内線113・114・115

FAX 049-271-1190

電子メール 10500030@city.tsurugashima.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.tsurugashima.lg.jp/>